

学校法人松山大学広報印刷物広告掲載取扱規程

2018(平成30)年6月12日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人松山大学（以下「本法人」という。）が発行する広報印刷物において、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象印刷物)

第2条 紙面等を提供する広報印刷物（以下「対象印刷物」という。）は、本法人が所掌する印刷物とする。

(広告の掲載基準)

第3条 広告は、本法人の信用及び品位を損なわないものとし、次の各号の一に該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な基準は、別に定める学校法人松山大学広告掲載基準による。

(広告の枠数等)

第4条 広告の規格及び掲載料は、対象印刷物ごとに常務理事会が別に定める。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載を募集する場合は、別に定める募集要項により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、本学公式ウェブサイトに掲載している所定の申込書に会社概要及び掲載しようとする広告の版下原稿等を添えて、本法人が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告の掲載可否権の所在)

第7条 本法人は、本法人が発行する広報印刷物へ掲載する広告について掲載可否権を有し、可否の根拠を明示、説明する義務を負わないものとする。

(広告掲載可否の決定等)

第8条 常務理事（広報担当）は、第6条の規定に基づき申込みがあったときは、速やかに掲載の可否を決定し、所定の通知書により、広告掲載申込者へ通知するものとする。ただし、広告掲載の可否について判断が困難な場合は、常務理事会にて審議する。

2 掲載可能との通知を受けた広告掲載申込者は、前項の通知書に記載された期日までに、広告版

下原稿等を提出するものとする。

(広告掲載料の納入等)

- 第9条 広告掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、別に定める広告掲載料を第8条第1項の通知書に記載された期日までに本法人へ一括納入するものとする。
- 2 納入された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、本法人が広告を掲載しなかったときは、その一部又は全部を返還することができる。
 - 3 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

(広告主の責務)

- 第10条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の財産権その他の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等にかかる財産権の全てについて、権利処理が完了していることを本法人に対して保証するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、本法人は一切の責任を負わないものとし、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
 - 4 広告版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とし、広告主は、名目の如何を問わず本法人に請求を行わないものとする。

(広告内容等の変更)

- 第11条 本法人は、広告掲載が決定した後に広告の内容、デザイン等が法令等に違反若しくはそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- 2 広告主は、広告の内容を変更するときは、事前に本法人の所管部署に連絡するものとする。
 - 3 前項の場合において、変更申請に係る可否決定は、第8条の規定を準用する。

(広告掲載の取り下げ)

- 第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により印刷前までに本法人に申し出なければならない。

(広告掲載の取り消し)

- 第13条 本法人は、次の各号の一に該当するときは、広告の掲載（掲載の許可を含む。）を取り消すことができる。
- (1) 所定の取消申出書により、第8条第1項の通知書に記載された期日までに正当な理由により広告掲載取り消しの申出があったとき。
 - (2) 本法人が指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (3) この規程又は別に定める募集要項に違反したとき。

(4) その他、広告主の責に帰すべき事由により印刷物への広告の掲載が適切でないと本法人が判断したとき。

2 本法人は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して、書面によりその旨を通知するものとする。

3 第1項第3号及び第4号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納入された広告掲載料は返還しない。

(裁判管轄)

第14条 この規程に定める広告の掲載に関する訴訟については、松山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第15条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本法人と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、常務理事会が別に定める。

(所管)

第17条 対象印刷物への広告の掲載に関する事務は、入学広報部入学広報課が行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2018(平成30)年6月12日から施行する。